

こんなご相談
ありませんか？

第三者譲渡制度 について

いずれ、住みかえを考えている…

転勤もあり、今の家に住み
続けることが難しい…

子や孫は今の家を継ぐつもりがない…

資金調達が難しい…

ご安心ください！

個人のほか、**不動産業者等の法人にも買取り**いただける
第三者譲渡制度がございます！ ※一部条件が緩和されました

こんな声を
いただいています！

第三者譲渡制度を利用すると…

介護施設に入所でき
安心した

建物の取り壊し費用が
かからなく助かった

難病治療のため病院の
近くに転居でき安心した

家族構成が変わったので
コンパクトな家に転居
できてよかった

※こちらの制度をご利用にあたっては、当機構の承諾が必要です。
まずは、第三者譲渡を必要とする理由を、当機構へご連絡くださ
い。

こんな時は、定期借地専用フリーダイヤルまで

- * 第三者譲渡に係るお問い合わせ
- * 住宅相談会の事前予約
- * その他買取に関する相談 等

0120-470-429

※お問合せ時間 9時30分～17時30分
(12時～13時、土日、祝日を除く)

第三者譲渡に関する手続きの流れ

お客様

お問い合わせ

まずお電話ください



UR

譲渡理由の確認

譲渡理由が認定された場合

UR

第三者譲渡の承諾



お客様自ら、仲介業者等に依頼して募集してください。

お客様

定期借地権及び土地の譲受人の募集



定期借地権及び土地の譲受人候補が決定

譲受人候補者

定期借地権譲渡申請書及び土地譲受申出書の提出



資格確認

UR

・定期借地権及び土地譲渡承諾の連絡
・契約関連書類の送付

約 1 ~ 2 ヶ月

約 2 ~ 3 ヶ月



お客様

定期借地権及び土地譲渡契約日の調整・決定



定期借地権及び土地譲渡契約の締結
※お客様・譲受人・URとの契約となります。

※詳細は前頁のフリーダイヤルまでお問い合わせください。